

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
2	対象税目	①	政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 14) (法人住民税、事業税:義)(地方税 11)
		②	上記以外の対象税目 (所得税:外、関税:外、個人住民税:外、事業所税:外)
3	要望区分の別		【新規・拡充・ 延長 】【単独・ 主管 ・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税 ((1) ~ (3) は選択制)</p> <p>(1) 所得控除 (法人税)</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入 (特別事業認定法人で、法人設立後 10 年間)</p> <p>(2) 投資税額控除 (法人税)</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15% ・ 建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8% <p style="padding-left: 20px;">イ 法人税額の 20% 限度 (繰越税額控除 4 年)、取得価額の上限 20 億円</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(3) 特別償却 (法人税、所得税)</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 100 万円を超える機械及び装置 50% ・ 1,000 万円を超える建物等 25% <p style="padding-left: 20px;">イ 取得価額の上限額 20 億円</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p>

		<p>(4) 貿易手続きの簡素化 (関税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減</p> <p>イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択</p> <p>2. 地方税</p> <p>(1) 法人住民税、個人住民税、事業税</p> <p>ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>延長要望</p> <p>適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄振興特別措置法 第48条、第49条 ・ 沖縄振興特別措置法施行令 第21条 ・ 租税特別措置法 第12条、第42条の9、第45条、第60条、第68条の13、第68条の27、第68条の63 ・ 租税特別措置法施行令 第6条の3、第27条の9、第28条の9、第36条、第39条の43、第39条の56、第39条の90 ・ 租税特別措置法施行規則 第21条の17の2、第22条の60の2 ・ 地方税法 第6条、附則第33条 ・ 地方税法施行令 附則第16条の2の8
5	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:平成30年8月</p> <p>分析対象期間:平成26年度～平成33年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自由貿易地域 拡充 ・ 特別自由貿易地域 創設 <p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間延長 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年間延長 <p>平成24年度</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 <p>平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 年間延長
8	適用又は延長期間	2 年間（平成 31 年度～平成 32 年度）
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 急成長するアジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。 このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機部品製造業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） （目的） 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義） 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域の指定） 第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るための計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。 2 国際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税関空港であって、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であって、国際物流拠点</p>

		<p>産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資するため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域</p> <p>三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8項（略）</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）</p> <p>第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2～5項（略）</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>（1）沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>（3）国際物流拠点産業</p> <p>那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。</p> <p>こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、eコマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携（シー&エア）の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】①沖縄政策に関する施策の推進</p>

		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標 平成 33 年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成 33 年度までに 260 社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を平成 33 年度までに 5,400 人とする。 <p>2. 測定指標 平成 33 年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数 30 社 ・本制度を活用した企業よる雇用者数 870 人 <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画：H24～H33）を推進する活動計画である沖縄 21 世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、本税制が後押しをすることで、アジア市場を視野に入れた県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。具体的には、半導体製造や流量計製造等の高付加価値の製造業、精密機器等のパーツセンターなど、沖縄の貨物ハブ機能を活かした企業の進出が続いており、那覇空港の平成 29 年現在の国際貨物取扱量（19.7 万トン）は、成田、関空、羽田に次ぐ国内第 4 位となっているところ。</p> <p>今後は、平成 30 年度に航空機整備基地、平成 31 年度末に那覇空港第 2 滑走路の供用開始が予定されており、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。</p> <p>また、進出した企業が工場・倉庫等の整備や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の国際物流拠点産業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与する。</p>																																							
10	有効性等	① 適用数	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用件数実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="600 1720 1406 2002"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>項目</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 税</td> <td>所得控除</td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td></td> <td>3</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td></td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 税</td> <td>法人住民税</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			項目	H26	H27	H28	H29	国 税	所得控除		2	3	3	3	投資税額控除		3	3	11	21	特別償却		0	2	2	5	地 方 税	法人住民税		—	—	—	—	事業税		—	—	—	—
		項目	H26	H27	H28	H29																																				
国 税	所得控除		2	3	3	3																																				
	投資税額控除		3	3	11	21																																				
	特別償却		0	2	2	5																																				
地 方 税	法人住民税		—	—	—	—																																				
	事業税		—	—	—	—																																				

※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。

※平成 29 年度の国税については、沖縄県調査。

※地方税の自動連動分（法人住民税、事業税）は、平成 26 年度から平成 28 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。

※算定できないものについては「－」と記載。

2. 今後の適用件数見込み

今後は、平年度で所得控除 9 件、投資税額控除 31 件、特別償却 8 件の適用を見込む。

（算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。）

3. 適用実績が僅少な理由

（1）所得控除

国際物流拠点産業集積地域制度においては、他の業種への波及効果が高い「核」となる業種を「専業」で行う事業者に限定して手厚い優遇措置を講じ、企業誘致を進めてきた。

しかし、業種によっては垂直統合が進み、複数の業種を一体的なサービスとして提供することで顧客に付加価値を提供している場合がある。しかしながら、現行制度の要件は、このような現状に即しておらず、企業誘致のインセンティブとして効果が弱まっている面があるが、これまでの周知活動に加え、税理士や企業への個別訪問を積極的に実施していく等、きめ細かな周知に努めて企業誘致の促進を図り、引き続き国際物流拠点の形成を推進していきたい。

※沖縄県調査（2017 年 10 月時点、全国、資本金 5 千万以上）によると、倉庫業を営む企業 1,555 社のうち、道路貨物運送業を兼業する企業は 813 社あり、約 52%に達する。

（2）投資税額控除・特別償却

平成 28 年度実績においては、特別償却の件数は前年と同数であるが、投資税額控除は前年度から 4 倍近く増えている。さらに県が実施した企業アンケートでは、平成 29 年度は前年度から 2 倍近くまで増えている。両措置の適用に差があるのは、投資税額控除と特別償却が個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時々最も効果的な制度が選択されているからであり、適用数が少ないことを以て不要な措置ということとはできず、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブになっており、企業の投資を促進する上で効果的である。

沖縄振興開発金融公庫が発表した設備投資計画調査結果をはじめとする各種経済指標等によると、企業の投資マインドは今後も高水準で推移することが見込まれることから、引き続き両措置を選択可能なインセンティブとして企業誘致・設備投資等の促進を図り、国際物流拠点の形成を推進していきたい。

4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み

平成 29 年度においては、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会

		<p>の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、併せて、「税制活用セミナー」を3回実施した（6月）。</p> <p>また、沖縄県では企業向け説明会（展示会出展含む）を県内7回、県外10回、海外5回開催するとともに、企業への個別訪問による説明を19社実施した。</p> <p>その結果、平成29年4月から平成30年3月までの間に、相談窓口では579件（うち国際物流拠点産業集積地域は72件）の問合わせがあったほか、国際物流拠点産業集積地域での新たな企業立地に向けて126件（分譲地83件、賃貸工場43件）の相談を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいるところ。</p>																																			
②	適用額	<p>1. 平成26年度税制改正後の適用額実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="600 674 1406 947"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 税</td> <td>所得控除</td> <td>18</td> <td>72</td> <td>98</td> <td>215</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>5</td> <td>23</td> <td>64</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>41</td> <td>14</td> <td>162</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 税</td> <td>法人住民税</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成26年度から平成28年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。</p> <p>※平成29年度の国税については、沖縄県調査。</p> <p>※地方税の自動連動分（法人住民税、事業税）は、平成26年度から平成28年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p> <p>※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み</p> <p>今後は、平年度で所得控除339百万円、投資税額控除204百万円、特別償却187百万円の適用を見込む。 （算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。）</p>		項目	H26	H27	H28	H29	国 税	所得控除	18	72	98	215	投資税額控除	5	23	64	157	特別償却	0	41	14	162	地 方 税	法人住民税	2	7	12	—	事業税	2	10	10	—		
	項目	H26	H27	H28	H29																																
国 税	所得控除	18	72	98	215																																
	投資税額控除	5	23	64	157																																
	特別償却	0	41	14	162																																
地 方 税	法人住民税	2	7	12	—																																
	事業税	2	10	10	—																																
③	減収額	<p>1. 平成26年度税制改正後の減収額実績</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="600 1503 1347 1890"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>4</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>投資税額 控除</td> <td>5</td> <td>23</td> <td>64</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>法人住民 税</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>2</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13</td> <td>67</td> <td>112</td> <td>294</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より算定。</p> <p>※平成29年度は平成30年6月の沖縄県調査の適用状況から算定。</p> <p>※法人住民税について、平成26年度から平成28年度は、「地方税における税負担軽減措</p>		H26	H27	H28	H29	所得控除	4	17	23	50	投資税額 控除	5	23	64	157	特別償却	0	10	3	38	法人住民 税	2	7	12	32	事業税	2	10	10	17	合計	13	67	112	294
	H26	H27	H28	H29																																	
所得控除	4	17	23	50																																	
投資税額 控除	5	23	64	157																																	
特別償却	0	10	3	38																																	
法人住民 税	2	7	12	32																																	
事業税	2	10	10	17																																	
合計	13	67	112	294																																	

		<p>置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。 ※平成 29 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 12.9%乗じて算定。 ※平成 29 年度の事業税は、所得控除と特別償却の適用額に税率 4.41%を乗じて算定。</p> <p>減収額実績は前回評価時の減収見込みから大きく増加しているが、対象地域拡大後の 2 年間の平均値や伸び率を基に算定していることからかい離が生じている。所得控除については、適用企業の業績が過年度よりも向上したことによるもの。投資税額控除については、対象地域における企業集積が進み投資が盛んに行われたことが想定される。特別償却については、前回評価時は実績がなかったことから、適用見込みの算定が行われなかったため。</p> <p>2. 今後の減収見込み 平成 30 年度から平成 33 年度は、平年度で所得控除 79 百万円、投資税額控除 204 百万円、特別償却 43 百万円、法人住民税 42 百万、事業税 23 百万円の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 12.9%を乗じた額。)の減収を見込む。 (事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率 4.41%を乗じた額。)</p>
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況 沖縄県において国際物流拠点産業は、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けている重要な分野である。近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、台湾をはじめ海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる。 (※年度毎の推移については、後述《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》を参照。)</p> <p>また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」では那覇空港の国際物流ハブ機能を生かした農林水産物輸出拠点化に向けた計画が進められているほか、沖縄を経由した全国特産品のアジアへの販路開拓の動きも活発化している。 こうした関連企業の集積や各方面からの施策・取組の展開により、那覇空港の国際航空貨物取扱量は、平成 24 年の 13.8 万トンから平成 29 年の 19.7 万トンと約 1.43 倍に増加しており、国際物流拠点の形成に向けては着実な進展が見られる。 このため、引き続き、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興し、自立型経済の構築に向けて取組を推進していきたい。</p> <p>2. 所期の目標の実現状況 平成 33 年度 ・本制度を活用した企業数 30 社</p>

・ 上述の企業進出に伴う雇用者数 870 人

実現状況：

	H26	H27	H28	H29
活用企業数(社)	5	8	16	29
雇用者数(人)	80	128	256	464

※平成 28 年度の企業数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、雇用者数は「国際物流特区（旧うるま地区）」内の立地企業における平均従業員数（16 人）から試算。

※平成 29 年度については、沖縄県調査。

3. 所期の目標の変更について

沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）において「国際物流拠点産業の新規立地数」及び「国際物流拠点産業の雇用者数」を成果指標として、各種施策を推進しているところ。

本制度は製造業や物流関連業などの国際物流拠点産業を集積することで、雇用創出及び国際物流拠点形成による自立型経済の構築を目指すものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 達成目標の実現状況

アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は着実に増加しているところ。

（1）新規立地企業数（累計）

（単位：社）

	H25	H26	H27	H28
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	17	33	59	61
うるま・沖縄地区	37	43	55	65
合 計	54	76	114	126

※沖縄県調べ

（2）新規雇用者数（累計）

（単位：人）

	H25	H26	H27	H28
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	285	420	829	1,066
うるま・沖縄地区	607	599	652	1,031
合 計	892	1,019	1,481	2,097

※沖縄県調べ

		<p>2. 制度が延長できない場合の影響</p> <p>県外企業へのアンケート（平成 29 年度企業誘致セミナー）によると、「沖縄の投資環境で関心のある項目」として、回答者の 41%が本税制と回答しており最も関心が高かった。沖縄進出を検討する多くの企業においては本税制の活用を念頭に事業計画を立てており、企業誘致の重要なインセンティブとなっている。</p> <p>さらに、政府や県外事業者等において、沖縄の国際物流ハブ機能を活用した全国特産品の輸出拡大への取組が進められる中、本県には、物流機能の高度化やアジアと日本の商流を繋ぐ役割が一層求められている。このため、空港や港湾の整備によるインフラ面での機能強化に加え、関連企業の集積や高度化といったソフト面の強化は重要な課題であり、引き続き効果的な施策を講じていく必要がある。</p> <p>しかしながら、本制度が延長されない場合、商流や物流の拡大を支える企業の集積が遅れ、沖縄を輸出拠点化していく様々な取組の推進力が弱まり、輸出拡大、貿易振興という我が国の重要な政策課題の実現に支障が出てくると懸念される。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由</p>	<p>本制度は、高付加価値型のものづくり企業や物流企業等の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、沖縄における国際物流拠点産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、これまで約 464 人の雇用を生んでいるところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を、単年度で約 29 億円、今後 4 年間（H30～33）で 193 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 339 百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>・ 単年度の経済効果</p> <p>税活用企業による雇用者数：464 人 沖縄県の労働生産性：6,250,983 円 → 県内総生産の押上げ効果：約 29 億円</p> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額（名目県内総生産/県内就業者数） （「平成 27 年度県民経済計算」（沖縄県）より試算）</p> <p>・ 今後 4 年間の経済効果</p> <p>H30：624 人 × 6,250,983 円 = 39 億円 H31：720 人 × 6,250,983 円 = 45 億円 H32：848 人 × 6,250,983 円 = 53 億円 H33：896 人 × 6,250,983 円 = 56 億円</p> <p style="text-align: center;">計 約 193 億円</p> <p>※雇用者数は、推計による今後の活用企業数に「国際物流特区（旧うるま地区）」内の立地企業における平均従業員数（16 人）乗じて試算。</p> <p>また、雇用効果や設備投資等による経済波及効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の国際物流拠点産業の集積の観点から減収是認に足る効果のある施策と考えられる。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国際物流拠点産業集積地域は、アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。</p> <p>一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。</p> <p>また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）は、物流量の増加施策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基因する今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積（企業の誘致）を図る本税制とは役割が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	-	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 内閣 08)	

1. 適用実績

(単位:件、千円)

	所得控除			投資税額控除		特別償却			減収額計	税制適用 企業数
	件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額		
H26年度	2	18,405	4,693	3	4,779	0	0	0	9,472	5
H27年度	3	71,926	17,190	3	22,592	2	41,379	9,890	49,672	8
H28年度	3	98,029	22,939	11	63,619	2	13,685	3,202	89,760	16
H29年度	3	215,306	50,382	21	157,161	5	162,132	37,939	245,481	29
合計	11	403,666	95,204	38	248,151	9	217,196	51,031	394,386	58
1件あたり 適用額		36,697			6,530		24,133			

※件数・適用額について、H26～H28年度は租税特別措置の適用実態調査、平成29年度は沖縄県実施の企業アンケート結果による。
 ※法人税率は、平成26年度は25.5%、平成27年度は23.9%、平成28年度以後は23.4%として試算。

2. 立地企業数

(単位:件、%)

地域	項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	合計	平均
旧地域(那覇・うるま)	企業数	60	73	74	82	289	
	増加数	6	13	1	8	28	
	増加率	13.2%	21.7%	1.4%	10.8%		11.8%
H26拡大地域	企業数	16	41	52		109	
	増加数	16	25	11		52	
合計	企業数	76	114	126		316	
	増加数	22	38	12		72	

※沖縄県調査による。

※「H26拡大地域」においては、適用見込み計算の便宜上、平成26年度以降に新たに立地した企業のみを「企業数」として計上。

3. 今後(平成30年度以降)の見込み(試算)

(1)旧地域

(単位:件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨)
		②件数 (①*3.8%)	③適用額 (②*36,697)	④減収額 (③*税率)	⑤件数 (①*13.1%)	⑥適用額 (減収額) (⑤*6,530)	⑦件数 (①*3.1%)	⑧適用額 (⑦*24,133)	⑨減収額 (⑧*税率)	
H30年度	92	3	110,091	25,541	12	78,360	3	72,399	16,797	120,698
H31年度	102	4	146,788	34,055	13	84,890	3	72,399	16,797	135,742
H32年度	115	4	146,788	34,055	15	97,950	4	96,532	22,395	154,400
H33年度	128	5	183,485	42,569	17	111,010	4	96,532	22,395	175,974
合計	—	16	587,152	136,220	57	372,210	14	337,862	78,384	586,814
平年度	—	4	146,788	34,055	14	93,053	4	84,466	19,596	146,704

仮定① 1年度あたり、立地企業が**11.8%**(過去4年間の平均増加率)増加する。

《所得控除》

仮定② 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、**3.8%**とする。

(所得控除件数11件÷立地企業件数289件=3.8%)

仮定③ 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、**36,697千円**とする。

(所得控除額403,666千円÷所得控除件数11件=36,697千円)

仮定④ 法人税率は、**23.2%**として試算。

《投資税額控除》

仮定⑤ 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、**13.1%**とする。

(投資税額控除件数38件÷立地企業件数289件=13.1%)

仮定⑥ 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、**6,530千円**とする。

(投資税額控除額248,151千円÷投資税額控除件数38件=6,530千円)

《特別償却》

仮定⑦ 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、**3.1%**とする。

(特別償却件数9件÷立地企業件数289件=3.1%)

仮定⑧ 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、**24,133千円**とする。

(特別償却額217,196千円÷特別償却件数9件=24,133千円)

仮定⑨ 法人税率は、**23.2%**として試算。

(2) 拡大地域

(単位: 件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨)
		②件数 (①*3.8%)	③適用額 (②*36,697)	④減収額 (③*税率)	⑤件数 (①*13.1%)	⑥適用額 (減収額) (⑤*6,530)	⑦件数 (①*3.1%)	⑧適用額 (⑦*24,133)	⑨減収額 (⑧*税率)	
H30年度	109	4	146,788	34,055	14	91,420	3	72,399	16,797	142,272
H31年度	124	5	183,485	42,569	16	104,480	4	96,532	22,395	169,444
H32年度	147	6	220,182	51,082	19	124,070	5	120,665	27,994	203,146
H33年度	147	6	220,182	51,082	19	124,070	5	120,665	27,994	203,146
合計	—	21	770,637	178,788	68	444,040	17	410,261	95,180	718,008
平年度	—	5	192,659	44,697	17	111,010	4	102,565	23,795	179,502

- 仮定① 那覇空港・那覇港に近隣する拡大地区は、土地需要が高いものの供給できる土地が不足しており、
 下記の大型開発案件を除き企業数は変動しないと仮定。
 ・那覇港総合物流センター(第1期:平成31年度オープン)15社
 ・豊見城市(与根地区)ロジスティクスパーク(第1期:平成32年度オープン)23社

《所得控除》

- 仮定② 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、3.8%とする。
 (所得控除件数11件÷立地企業件数289件=3.8%)
 仮定③ 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、36,697千円とする。
 (所得控除額403,666千円÷所得控除件数11件=36,697千円)
 仮定④ 法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

- 仮定⑤ 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、13.1%とする。
 (投資税額控除件数38件÷立地企業件数289件=13.1%)
 仮定⑥ 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、6,530千円とする。
 (投資税額控除額248,151千円÷投資税額控除件数38件=6,530千円)

《特別償却》

- 仮定⑦ 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、3.1%とする。
 (特別償却件数9件÷立地企業件数289件=3.1%)
 仮定⑧ 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、24,133千円とする。
 (特別償却額217,196千円÷特別償却件数9件=24,133千円)
 仮定⑨ 法人税率は、23.2%として試算。

(3) 合計

(単位: 件、千円)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除			投資税額控除		特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨)	税制適用 企業数 (②+⑤+⑦)
		②件数	③適用額	④減収額	⑤件数	⑥適用額 (減収額)	⑦件数	⑧適用額	⑨減収額		
H30年度	201	7	256,879	59,596	26	169,780	6	144,798	33,594	262,970	39
H31年度	226	9	330,273	76,624	29	189,370	7	168,931	39,192	305,186	45
H32年度	262	10	366,970	85,137	34	222,020	9	217,197	50,389	357,546	53
H33年度	275	11	403,667	93,651	36	235,080	9	217,197	50,389	379,120	56
合計	—	37	1,357,789	315,008	125	816,250	31	748,123	173,564	1,304,822	193
平年度	—	9	339,447	78,752	31	204,063	8	187,031	43,391	326,206	